

技能職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和 7 年 5 月 29 日（木）

局 側：環境局長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 支部長他

（局 側）

それでは、ただいまから、大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する要求について、申し入れをお受けする。

《 組合側から局側へ要求書手交 》

（組合側）

日頃は、労働組合の取り組みに対し、ご理解をいただき、お礼申し上げます。本日の「自治労現業統一闘争に関する要求」の申し入れに先立ち、一言述べたいと思う。自治労は、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとし、第 1 次、第 2 次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ってきた。そうした経過をふまえ、2025 現業・公企統一闘争を産別統一闘争と位置づけ、「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。市従本部は、自治労に結集する立場から、5 月 7 日に要求書を市側に提出し、基礎自治体である大阪市として、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請したところである。

近年、全国各地で想定の域を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では、「大阪市地域防災計画」において、「自助・共助」の考え方に基づき、行政、市民及び事業者、そして地域における多様な主体が協働の原則であるそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するとしている。さらに、大規模地震や津波、風水害など、大阪市内で想定される各種災害の被害軽減を図るため、2020 年度に策定された「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき、54 の行動計画を設定し、2023 年 10 月及び 2024 年 10 月に、一部修正を行いながら防災・減災対策を推進している。また、昨年 3 月に公表された「新・市政改革プラン」では、自然災害の多発化や災害の激甚化等への対応の必要性を新たな行政課題として言及するなど、災害対策を推進する一方で、災害の復旧・復興に大きく貢献してきた技能職員については、将来にわたって直営が必要となる部門については採用を継続しつつも、最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化、効率化を図りながら削減を進める、との考えを示している。こうした中、環境局においては、2023 年度から 2027 年度までの 5 年間を対象に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン

3. 0」を策定し、持続可能で効率的・効果的な事業運営と地域・市民・事業者との連携強化をめざすとしている。私たちとしても、直営体制を基本に「質の高い公共サービス」を提供することが、「改革プラン3. 0」の達成に寄与するものと考え、使命感をもって業務を遂行しているが、「より質の高い公共サービス」の構築には、ふれあい収集を始めとする市民ニーズに対応してきたこれまでの業務等にみられるように、「直営」で培った経験とノウハウが必要不可欠であると考ええる。また、近年、毎年のように発生している自然災害への迅速な対応や厳しいコロナ禍での対応等、組合員はエッセンシャルワーカーとして、被災地の復旧・復興支援に尽力するとともに、日々の市民生活に支障をきたすことなく安定した公共サービスを提供するため、日々の業務に邁進してきた。これは、ひとえに組合員一人ひとりが、環境局職員としての自覚と、市民生活を守るという強い使命感を持って、日々業務に精励しているからこそなし得るものであり、環境局として、組合員の努力を受け止め、あらためて評価するよう求めておく。

私たちはこれまでから、環境問題や廃棄物処理事業は、机上の論理だけでは律しきれない事柄であるとして、「効率化」や「コスト論」のみを優先する対策ではなく、市民生活・環境を守ることを最優先に考え、労働組合が自ら政策提言を行い、きめの細かい作業を実施すべく、行政の協力や理解のもとで、定曜日・定時収集の実施、全国に先駆けて取り組んだふれあい収集やふれあい安心パトロールの遂行とともに、災害時における応援や即応体制について、市民の安心・安全を支える自治体労働者として様々な取り組みを実践してきたところである。これまで進めてきた取り組みが、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、基礎自治体としての公的役割と責務を果たすことであると認識しており、今後の高齢社会に対応したふれあい収集の充実や災害対策など、「より質の高い公共サービス」を提供していくためにも、公共関与が必要な事業においては「直営体制」を基本とし、これまで培ってきた技術・技能・知識・経験を継承していくことが必要不可欠であると考えており、すべての職域で採用を行うとともに、継続した採用を強く求める。

また、「大阪市労使関係に関する条例」で労働組合と交渉の対象とすることができない事項として、いわゆる管理運営事項の内容が記載されているが、管理運営事項であっても、将来、勤務労働条件に関わることは、早期に明らかにするとともに、引き続き当局として、行政責任を回避することなく、職場に混乱をきたさないためにも、労働組合に対し、誠意をもって十分な労使協議を尽くされるよう改めて要請しておく。

労働安全衛生面については、職員の平均年齢が上昇する中、近年の酷暑の状況も踏まえ、働きやすい環境を整えることは必要不可欠であり、作業実態に合った作業被服等の改善や必要な貸与枚数の確保を求める。また、局として、災害発災時に対応しうる被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うことを合わせて求める。

一方、環境施設組合は、地方自治法にもとづく特別地方公共団体であることは承知しているが、大阪市における廃棄物の処理に関して、基礎自治体としての責任をもった上で、環境施設組合と密接な連携を図り対応するよう求める。当局においては、私たちの要求に対し、誠意を持って回答するよう求めておくとともに、引き続き環境問題や廃棄物行政の政策の前進に向けての努力や、適切な労働条件の確保に向けた最大限の努力、そして、使用者責任を回避することのないよう誠

意を持った対応を求めておく。それでは具体の要求項目について、書記長から申し入れさせていただく。

1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害等から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。
2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」の達成に向けた取り組み内容についての検証と引き続き効率化に向けた課題等、必ず情報提供を行うこと。また、より一層の廃棄物行政の構築に向け、市民の安心安全と質の高い公共サービスを提供するため、現業管理体制の充実・強化を図ること。さらに、組合員の勤務労働条件の改善については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. 高齢層職員の雇用制度のあり方について、技能職員の業務実態を十分に踏まえ65歳まで安心して働き続けられる職場環境となるよう、引き続き労使で十分な協議を行うこと。
4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を改善するとともに、55歳以上の昇給再開に向け関係先に働きかけること。また、2級班員制度について受験資格の条件緩和を行うこと。その上で、職務・職責に応じた給与制度となるよう、昇給昇格条件の改善を含め総合的な人事給与制度の構築に向け、合わせて関係先へ働きかけること。
5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、災害発生時には環境事業センターが地域のコントロールタワーとなつての即応力や柔軟な対応が図れるよう機能・権限を構築すること。
6. 減量リサイクルとまち美化の推進とともに、質の高い公共サービスを提供するため、多様化する市民ニーズに応えることのできる業務執行体制の構築と必要な要員を確保すること。
7. 新たな事業や業務内容が大きく変遷していることから、職場実態を踏まえ、特殊勤務手当の支給規則の改正を図ること。
8. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、熱中症対策をはじめ、感染症を含めた予防対策など、現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。
9. 組合員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、各休暇の確実な取得の促進をはじめとした、そこに働く者の労働環境を十分に確保すること。
10. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に見合った作業被服等を貸与すること。また、環境局として災害発災時等に対応しうる被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うこと。
11. 労使関係については法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

(局 側)

ただいま、支部長から「自治労現業統一闘争に関する要求」を受けたところであり、各要求項目の具体的な回答については、内容を精査のうえ、後日の回答とするが、私からは、現時点での当局の認識についてお示しする。本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行ってきた。昨年3月に策定された「新・市政改革プラン」においても、取り組み方針の1つとして、持続可能な行財政基盤の構築を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を図り、引き続き、人員マネジメントの推進等に取り組むこととしている。技能職員については、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題も踏まえ、採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めることとしているが、普通ごみ収集輸送業務や地域連携業務、車両整備業務などの家庭系ごみ収集輸送部門等については、後戻りさせず、将来にわたり維持していく部門としている。一方で、「今後の財政収支概算(粗い試算)[2025年(令和7年)2月版]」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増、また、令和6年度の給与改定による人件費の増などにより、試算期間を通して収支不足が生じる見込みとなっている。こうした状況の中、申し入れ内容に関しての現時点での認識について申し上げる。

当局では、令和5年度から令和9年度までの5か年については、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」の考え方である「経費の削減」と「市民サービスの向上」の考え方を引き継ぐとともに、SDGsの考え方を踏まえ、「持続可能で効率的・効果的な事業運営」と「地域・市民・事業者との連携強化」をめざした「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」に基づき、取り組みを進めているところである。経費の削減では、現状における行政と民間の最適な配分として、普通ごみ収集を直営で、普通ごみ以外の収集業務すべてを民間委託化していくこととしている。また、本年3月には、「改革プラン3.0」における施設の統廃合、職員数削減等の見直しを具体化した方針として、ハード、ソフト両面でスリム化・リニューアルを行うことで財政負担を軽減し、持続可能な運営体制の構築をめざす「新しい環境事業センターについて」を策定したところである。今後、本取り組みを進めるにあたり、様々な課題も抽出されると想定されるが、労働組合の理解と職員の尽力なしには実現できないものであると認識しているので、協力をよろしくお願いする。続いて、市民サービスの向上では、引き続き、公務上交通事故ゼロをめざした取り組みを推進するとともに、ふれあい収集等の福祉的サービスの拡充に取り組んでいく。また、昨年3月に導入した粗大ごみ収集における処理手数料のキャッシュレス決済については、「大阪市DX戦略アクションプラン」に掲げる利用件数の目標を大きく上回るなど、円滑に運用を進めているところであり、ごみ収集車両運行管理システム(GPS)については、ごみ収集車両のドライブレコーダーで記録された映像を、交通事故防止対策に活用するほか、道路・街路樹の管理や火災発生前の状況確認・調査等への活用など、他部局における市民のくらしの安全や安心を守る取り組みにも活用できるよう、システムの機能拡充などにも取り組んでいるところである。

これまで、各地で発生している自然災害への迅速な対応により、被災地の復旧・復興に大きく寄与してきたことや、厳しいコロナ禍においても当局事業が、市民の健康で快適な生活を維持するうえで欠かすことのできない非常に重要なものであり、まさに1日たりとも止めることができない事業であることを理解したうえで各業務に従事してきた職員の高い意識があれば、「改革プラン3.0」についても、最高の成果が得られると確信している。「改革プラン3.0」に掲げる目標達成に向けた各取り組みを進めるにあたり、職員の勤務労働条件に係る事項については、今後も貴支部と協議を行いたいと考えているので、よろしくお願いします。

最後に、労働安全衛生管理についてであるが、職務に従事するうえで職員の安全を守るとは、円滑な業務の推進に寄与するものであり、公務災害の未然・再発防止の観点から災害状況の把握や原因究明は非常に重要である。この間、特に夏場において、想像を超える酷暑が続き、現場での業務は過酷さが年々増していることから、熱中症予防対策については非常に重要な事項であると認識しており、職員への注意喚起、意識啓発に加え、効果的な熱中症予防対策用品の調査・検討など、引き続き取り組みを進めていく。さらに、労働災害の未然防止、また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、引き続き、計画的な休暇取得などを更に進めていく。また、職員の安全を確保するため、作業服等の改善や災害時の備蓄の確保についても継続して検討していく。

(組合側)

ただいま局長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、認識が示された。

都市行政にとって、環境対策や廃棄物行政は重要な事業であり、市民の生活と環境を守るうえで欠くことのできない事業である。私たちとしても、取り巻く状況に適切に対応しつつ、引き続き、大阪市における環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立に向けた取り組みを強めることとするが、当局においても、行政責任のもとに施策を積極的に推進されるとともに、職員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないような、適切な処遇・労働環境の確保に努力を重ねられるよう、強く要請しておく。とりわけ、今後の組合員の身分にかかる内容や、それに伴う勤務労働条件については、早期に明らかにするとともに、「改革プラン3.0」の各取り組み、特に「新しい環境事業センターについて」の中で組合員の勤務労働条件に係わる事項等については、情報提供及び労使協議に尽くされるよう求めておく。

最後に、本日の私たちの要求や要請に対して、主体性と誠意を持って対応・協議され、解決に向け努力されるよう求め、2025自治労現業統一闘争にかかる申し入れとする。

(局側)

それでは、大阪市従業員労働組合環境事業支部からの自治労現業統一闘争に関する要求についての申し入れにかかる交渉を終了する。